

北海道くしろ地域・東京特別区交流推進事業委託業務に係る  
公募型プロポーザルの実施について

30.5 くしろ圏観光キャンペーン推進協議会

(事務局：北海道釧路総合振興局産業振興部商工労働観光課)

1 事業の目的

くしろ地域は、釧路湿原をはじめとする地域特有の自然や豊富な食資源、産業、アイヌ民族等の歴史・文化的魅力を有し、また、温泉や森林浴、その他様々な体験型観光メニューを有する地域である。国民の健康に対する意識が高まる中で、ヘルスツーリズム（自然豊かな地域を訪れ、そこにある自然、温泉や身体に優しい料理を味わい、心身ともに癒やされ、健康を回復・増進・保持する新しい観光形態のこと。以下同じ。）の適地として大きな可能性を秘めていることから、これらの地域資源を活かした「くしろ地域の魅力」を、首都圏等に向け発信することにより、地域の知名度を向上させ、交流人口の拡大を図ることを目的とする。

2 事業の内容

以下に示す事業について、全て実施すること。

- ① くしろ教育出前授業の企画・運営
- ② 夏季モニターツアーの企画・運営
- ③ 受入体制スキルアップセミナーの企画・運営

3 事業の実施時期

それぞれ以下のとおりとする。なお、異なる実施時期で提案する場合は、希望実施時期とその理由を説明すること。

- ① 平成31年2月末までの間
- ② 平成30年8月～9月（夏季）
- ③ 平成30年12月（観光閑散期）

4 事業の実施主体

くしろ圏観光キャンペーン推進協議会  
会長 中山 勝範

5 事業実施にあたっての諸条件

- (1) ツアー実施に必要な旅行業の登録等を行っていること。
- (2) 釧路管内に営業所等が所在し、釧路管内の指示する場所において事業について必要な打合せ等が随時行えること。
- (3) 複数の企業等（法人及び個人を含む）による連合体（以下「コンソーシアム」という。）又は単独企業等であること。
- (4) コンソーシアムの構成員及び単独企業等は、次の要件を全て満たしていること。
  - ア 道内に本社又は事業所等（本事業を実施するために設置する場合を含む。）を有する法人若しくは道内に住所を有する個人又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人であること。
  - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。
    - ・ 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
    - ・ 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
    - ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三十二条第一項各号に掲げる者（指定暴力団員とその配偶者及び指定暴力団関係法人）
  - ウ 税を滞納している者でないこと。
  - エ コンソーシアムの構成員が、単独企業又は他のコンソーシアム構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。

## 6 参加資格の審査

(1) 公募型プロポーザルに参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより参加表明書を提出し、5に掲げる資格を有するかどうかの審査を受けなければならない。

ア 提出期限

平成30年5月16日(水)午後5時(必着)

イ 提出方法

持参又は郵送(配達記録、簡易書留、書留のいずれかによる。持参の場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く平日の午前9時から午後5時まで)

ウ 提出場所

〒085-8588 釧路市浦見2丁目2番54号

くしろ圏観光キャンペーン推進協議会事務局 担当：梨澤

電話：0154-43-9184 FAX：0154-41-0967

(2) 審査を行ったときは、審査結果を通知する。

## 7 企画提案書の提出

(1) 本事業を受託しようとする者で、6に掲げる参加資格を有する者は、別紙「仕様書」に基づいて企画提案書を提出すること。

(2) 企画提案書の提出については、以下のとおりとする。

ア 提出期限

平成30年5月21日(月)午後5時(必着)

イ 提出方法

持参又は郵送(配達記録、簡易書留、書留のいずれかによる。持参の場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く平日の午前9時から午後5時まで)

ウ 提出場所

〒085-8588 釧路市浦見2丁目2番54号

くしろ圏観光キャンペーン推進協議会事務局 担当 梨澤

(事務局：北海道釧路総合振興局産業振興部商工労働観光課)

電話：0154-43-9184 FAX：0154-41-0967

## 8 選定方法

プロポーザル審査会を開催し、企画提案書等の内容についてヒアリングを実施して評価し、最良の提案をした者を選定する。プロポーザル審査会の日時、場所は別途通知する。

## 9 業務の委託

(1) 上記8で選定した最良の提案をした者と委託契約手続きを行う。

(2) 業務の委託期間は、契約締結の日から平成31年02月28日(木)までとする。

(3) 委託料の前金払、部分払は行わない。

## 10 事業予算

上限額2,181千円以内とする。

## 11 その他

(1) 本事業は、くしろ圏観光キャンペーン推進協議会の取組の中で実施するもので、契約者の審査・選定は、同協議会の代表メンバーにより実施する。

(2) その他

ア 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。

イ 企画提案書のプロポーザル審査会に参加しなかった場合の企画提案は無効とする。

ウ 選定結果については、選定後速やかに参加者全員に文書で通知する。

## 12 問い合わせ先

〒085-8588 釧路市浦見2丁目2番54号

くしろ圏観光キャンペーン推進協議会事務局 担当 梨澤

(事務局：北海道釧路総合振興局産業振興部商工労働観光課)

電話：0154-43-9184 FAX：0154-41-0967

メール：nashizawa.ayumi@pref.hokkaido.lg.jp